

## 山梨県景観審議会 会議録

- 1 日 時 平成29年9月20日(水) 10時00分～12時00分
- 2 場 所 山梨県庁 防災新館201会議室
- 3 出席者(敬称略)  
(委 員) 石井 信行(議長)、安達 義通、河野 暢子、齋藤 雅代、佐々木 幸一(代理:村松公雄)  
佐野 正秀、原田 重子、堀内 洋子、箕浦 一哉、三好 規正、若狭 美穂子  
  
(事務局) 景観づくり推進室長、景観づくり推進室員(6名)
- 4 傍聴者等の数0名 報道関係者の数3名
- 5 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) あいさつ
  - (3) 事務局員の紹介
  - (4) 会長あいさつ
  - (5) 議事  
富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について  
西関東連絡道路の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について  
その他
  - (6) 閉会
- 6 審議会概要
  - 会長の選出  
石井委員が選出された。
  - 会長代理の指名  
箕浦委員が指名された。
  - 議事  
会議録のとおり

【議事： 富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について（諮問案件）】

（事務局）

（議題1「富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について」説明）

（委員）

今回指定を予定している白木里宮線地区については現状第2種禁止地域で間違いはないでしょうか。

（事務局）

白木里宮線については現行道路から両側30mの範囲が第2種許可地域になっております。今回の指定では、現行第2種許可地域になっている範囲を景観保全型地区に指定する予定となっております。

（委員）

今回の指定予定の外側が第2種禁止地域ということでしょうか。

（事務局）

そのとおりです。

（委員）

白木里宮線地区では指定の範囲が道路両側30mとなっており、富士登山道線地区とインター線地区では道路両側100mとなっている理由について教えてください。

（事務局）

骨格的な役割を果たす路線で道路両側100mという範囲で規制をしています。今回指定する予定の白木里宮線地区については、区画道路としての役割を果たす路線と判断し、両側30mと設定しています。

（委員）

周知活動について、8月22日に予定地区沿線住民説明会を行ったということですが、今回指定する地域には既存物件がほとんど無い状況で、説明会に来た方は数少ない既存物件の関係者だけなのではないでしょうか。

また、6ヶ月間県のホームページで周知ということですが、それだけで本当に周知が足りているのでしょうか。

今後新たに指定地区に出店される方に対する周知方法について、検討されているものがあれば補足で説明をお願いしたいと思います。

（事務局）

8月22日に行われた説明会ではありますが、15名の方に出席して頂きました。沿線の住民の方もご出席いただきましたが、殆どの方が広告業を生業とされている方など広告会社の方でした。

この説明会につきましては、屋外広告物許可業務を直接担当している富士河口湖町を通して開催したものであり、町の広報への掲載や住民へのチラシの配布などを行い、説明会の周知と共に基準の強化についての周知もしております。今後の周知の方法につきましても、屋外広告業の組合や沿線住民の方に対して、チラシの配布や広報への掲載をしていこうと考えております。

（議長）

ご異議等無いようであれば、本案件について、異議無しとして答申したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員異議無し

【議事： 西関東連絡道路の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について（諮問案件）】

（事務局）

（議題2「西関東連絡道路の供用に伴う屋外広告物規制地域の一部変更について」説明）

（委員）

これまで西関東連絡道路で実施されていた規制と同様の規制内容ですか。また、道路の種類による規制の考え方について説明して頂きたい。

（事務局）

これまでの規制内容と同じ規制内容となります。

自動車専用道路の種類の違いによる規制内容の考え方についてですが、高速道路については道路両側500mの区域について、西関東連絡道路と同様の地域高規格道路に区分される新山梨環状道路の南部区間については道路両側200mの区域について禁止地域に指定しています。

（議長）

遮音壁の有無などによる道路からの展望の考え方について説明して下さい。

（事務局）

道路脇に遮音壁が設置されており、そのことにより広告物が道路から見えない場合は、その広告物は対象から外れます。

（議長）

道路からの眺望は乗用車の高さからの眺望を基本に考えているということによろしいでしょうか。

（事務局）

そのとおりです。

（委員）

自動車専用道路であれば、全て規制をかけるのでしょうか。地域による違いがあるのでしょうか。

（事務局）

現在、高速道路及び地域高規格道路については全て規制しています。また、今後、供用を予定している区間についても規制する考えであります。

（委員）

周辺の自然環境等に関係なく、一律規制するという考えなのでしょうか。

（事務局）

そのとおりです。

（委員）

道路両側200mの根拠について説明して下さい。

（事務局）

高速道路が道路両側500mという考え方があります。地域高規格道路については高速道路に準じて位置付けていまして、沿線の建物の状況を確認しながら、さらに、対象となる市町村と相談をし、道路両側200mという設定をしています。

（委員）

規制する効果は何ですか。

（事務局）

道路沿線の景観と交通安全です。

(議長)

おそらく、元々は交通安全が目的であったと思います。

(委員)

建物の外壁の色は広告物の規制対象とはならないと説明がありましたが、建物の外壁についても、規制区域内は同じような規制をかけることはできないのでしょうか。

(事務局)

市町村で策定しています景観計画の中で、建物の壁などの色彩基準があります。新築や改築される建物はその基準に基づき色が決められることとなります。

(委員)

市町村の景観計画も道路両側500mとか200mとかの指定がされているのでしょうか。

(事務局)

市町村の景観計画と今回の規制地域の指定とは、区域の一致はされておりません。

ただ、景観計画において、ある道路を景観上重要な道路に指定することはでき、県内でもいくつか事例があります。このような場所では、建物と屋外広告物の規制が相互に効果を上げることが期待されることから、とても望ましいものと考えています。

(議長)

第2種禁止地域は色彩の基準なしということでしょうか。

(事務局)

禁止地域における色彩の基準はございません。

(委員)

富士河口湖町において、今回の区域からは外れますが、非常にすばらしい緑地帯がありますが、新しい建物や看板が設置されています。その辺のところに規制をかけることはできないのでしょうか。

(事務局)

今回の追加指定は、富士河口湖町から要望があり、県と町で協議を進め、追加指定案を作成し、今回ご審議を頂いております。景観が重要な路線につきましては、今後、町とも協議を行い、必要に応じて追加指定や他の方法による規制が適当なのかなど検討をしていきたいと思っております。

また、文化財保護法に基づく特別名勝富士山の区域につきましては、既に、禁止地域に指定されておりますので、今回の追加指定からは外しております。

(議長)

基本的には市町村で景観計画をどのように策定されているかということだと思います。規制という言葉はみなさん嫌がるので、市民の側から要望があって、行政と一緒に規制を検討するという流れが好ましいと思います。

(委員)

歴史のある店舗において、昔から受け継がれてきたもの、例えば大きな木製の看板や提灯などが今の基準に合わないからといって、掲出できないという場合が考えられますが、それは本末転倒ではないかと思えます。

適用除外とか行政との協議によるとか、掲出できる方法はあるのでしょうか。

それとも、公平性の観点から掲出はあきらめないとならないのでしょうか。

(事務局)

既存にある適法な看板については、内容を変えない限りそのまま掲出することができます。

(委員)

改装とか改築とかしても、看板の内容はそのままであれば設置できるということでしょうか。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(委員)

県民一人一人の意識が大事だと思います。

県全体で大事にしたいものがあり、そのために、いろいろな場所で規制をしていき、全体が一つになることが必要だと思います。それぞれの箇所における規制が山梨県全体の魅力につながっていく、景観の美しさにつながっていくということを審議会を通じてやっていきたいと思います。

事業者の方々が景観の意識を持って頂けるような、方向性というものを県で示して行って頂きたいと思います。景観審議会でこのようなことを審議しているということを知らない人も多いと思います。もう少し、景観について広く県民に浸透していくことはできないかと感じています。

(事務局)

非常に深い課題を頂いたと思います。地域の景観をどのようにしていくかということは、それぞれの市町村が考え、取組むことが第一であり、大切なことだと考えています。県内の市町村はその大切さを非常に良く考えて頂いていまして、景観計画策定市町村の率でいいますと、山梨県は全国一であります。各市町村でもこのような景観審議会を設けて審議しています。

屋外広告物の課題については、富士北麓地域において、イコモスの指摘を受け、規制を順次かけていくという取組みをしております。

さらに、規制だけでは無く、規制に賛同してもらえる個人には広告物の改修に助成するという仕組みも用意しております。

このような取組みも含め、県は市町村と連携を取りながら、地域ごとの景観の施策を進めているところであります。

(議長)

ご異議等無いようであれば、本案件について、異議無しとして答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員異議無し

【議事： その他】

(委員)

いままで、罰則規定を適用した事例はあるのですか。

(事務局)

平成24年度から平成27年度までの期間を集中是正期間としまして、違反広告物の是正指導を行ってきました。平成27年度までに全ての違反広告物に対して一通りの指導を終えています。

屋外広告物の是正指導につきましては、まず、口頭指導がありまして、次に、文書指導、これをもう1回繰り返します。それでも、指導に応じてもらえない案件に対しては、違反広告物であることを明示したシールの貼付を行います。それでも指導に応じてもらえない場合は、氏名の公表となります。さらに、その先には罰金や強制撤去があります。

今年度になってからの状況では、シール貼付が1件ございました。

現在、事務移譲を受けている9市町村とも連携を図りながら、是正指導を進めております。

(委員)

歩行者向けの標識もとても重要だと思います。最近は歴史探訪を目的に歩いて地域を巡る方々も多くいます。そのような目線で案内標識などの設置もされるようになればよいと思います。

その他、2つほど気になっていることがあります。1つは業者が広告料を取って壁やフェンスに設置する住宅地図案内看板です。手書きで見にくいものや、景観にも良くないと感じるものもあります。何らかの指導ができないものでしょうか。

もう一つは、結婚式場などが実施する夜の花火についてです。これも規制にならないのでしょうか。

(事務局)

住宅地図案内看板については、屋外広告物に区分されると思われませんが、表示面積により適用除外となる場合もあります。個別の状況により対応が異なると思われるので、情報を頂き、市町村とも情報を共有しながら対応して参ります。

花火については屋外広告物条例の対象外となります。

(議長)

まちづくりの活動とかで設置する場合もあり、このような場合にどこにこのことを伝えればいいのか分かるようにしておくことが必要かと思えます。

以上で閉会。